

◇参 考◇

全 国 の 概 況

時 系 列 表

<<事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、
製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額>>

(従業者4人以上の事業所)

年 次	事 業 所 数		従 業 者 数		現金給与総額	
	実 数	前年比 (%)	実 数 (人)	前年比 (%)	実 数 (百万円)	前年比 (%)
10年	373,713	▲ 2.2	9,837,464	▲ 4.1	44,825,260	▲ 3.5
11年	345,457	▲ 7.6	9,377,750	▲ 4.7	42,592,831	▲ 5.0
12年	341,421	▲ 1.2	9,183,833	▲ 2.1	41,728,759	▲ 2.0
13年	316,267	▲ 7.4	8,866,220	▲ 3.5	40,264,898	▲ 3.5
14年	290,848	▲ 7.3	8,323,589	▲ 4.9	37,108,782	▲ 5.6
15年	293,910	1.1	8,226,302	▲ 1.2	35,636,118	▲ 4.0
16年	271,087	▲ 7.8	8,115,743	▲ 1.3	35,487,217	▲ 0.4
17年	276,715	2.1	8,156,992	0.5	35,722,578	0.7
18年	258,543	▲ 6.6	8,225,442	0.8	36,236,436	1.4
19年	258,232	▲ 5.9	8,518,545	0.1	37,685,319	1.2
20年	263,061	1.9	8,364,607	▲ 1.8	37,316,514	▲ 1.0

年 次	原材料使用額等		製造品出荷額等		付 加 価 値 額	
	金 額 (百万円)	前年比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)
10年	171,995,976	▲ 7.9	305,839,992	▲ 7.0	113,193,073	▲ 7.5
11年	161,996,953	▲ 5.8	291,449,554	▲ 4.7	107,859,559	▲ 4.7
12年	169,733,006	4.8	300,477,604	3.1	110,242,635	2.2
13年	162,885,540	▲ 4.0	286,667,406	▲ 4.6	103,305,132	▲ 6.3
14年	152,082,143	▲ 5.7	269,361,805	▲ 4.4	97,458,726	▲ 2.9
15年	156,366,867	2.8	273,409,438	1.5	98,551,522	1.1
16年	164,592,364	5.3	283,529,598	3.7	101,246,663	2.7
17年	174,760,879	6.2	295,345,543	4.2	103,966,838	2.7
18年	191,033,327	9.3	314,834,621	6.6	107,598,153	3.5
19年	211,083,949	-	336,756,635	-	108,656,444	-
20年	217,272,316	2.9	335,578,825	▲ 0.3	101,304,661	▲ 6.8

年 次	有形固定資産投資総額 (従業者30人以上の事業所)	
	金 額 (百万円)	前年比 (%)
10年	13,343,444	▲ 1.1
11年	11,089,230	▲ 16.9
12年	11,325,748	2.1
13年	11,845,227	4.6
14年	9,508,008	▲ 18.8
15年	8,918,418	▲ 6.2
16年	10,340,831	15.9
17年	11,728,278	13.4
18年	13,096,100	11.7
19年	14,020,169	5.4
20年	13,780,589	▲ 1.7

注1：平成14年の前年比は、平成13年分類を組み替えしたもので計算している。

注2：有形固定資産投資総額には建設仮勘定の増減を含む。

注3：平成16年の数値及び前年比は、「新潟県中越大地震に伴う平成16年捕捉調査」結果（一部推計を含む）を加えたものである。

注4：出典は平成20年工業統計表概要版（経済産業省 H22/2/23 公表）

平成 20 年 工業統計調査 工業統計調査票 甲

工業統計調査票 甲 (従業者30人以上の事業所用)
10 有形固定資産 (単位:万円)
11 リース契約による契約額及び支払額 (消費税額を含む) (単位:万円)
12 製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円) (概算価額)

Main data table with multiple sections: 10 有形固定資産, 11 リース契約による契約額及び支払額, 12 製造品在庫額, 13 製造品の出荷額・在庫額等, 14 13のウ、ウ、エの合計金額, 15 消費税, 16 製造品出荷額等, 17 主要原材料名, 18 作業工程, 19 工業用地及び工業用水, 20 事業所敷地面積及び建築面積, 21 事業所敷地面積, 22 建築面積, 23 工業用地, 24 工業用水.

★ 10の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 11の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 12の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 13の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 14の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 15の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 16の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 17の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 18の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 19の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 20の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 21の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 22の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 23の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。
★ 24の調査は統計法(昭和二十二年法律第十)に基づき、指定統計調査で、調査対象事業所は申告の義務がありません。

★この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。★この調査票は、統計法作成の目的以外には使用されません。

平成20年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

工業統計調査 指定統計番号 10

事業所の名称及び所在地 (フリガナ) (名称) (住所) (電話番号)

9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいいます。製造品には部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) (名称) (住所) (電話番号)

Table with columns: 製造品名, 製造品名, 数量, 金額 (単位: 万円)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (1) 事業所の名称及び所在地とは、同上と記入してください。

イ 加工賃収入額(年間)(消費税額を含む) (金額: 単位: 万円)

3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。

ウ その他収入額(年間)(消費税額を含む) (金額: 単位: 万円)

4 経営組織 (1) 会社 (2) 組合・その他の法人 (3) 個人

Table with columns: 番号, 加工品名, 数量, 金額 (単位: 万円)

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る) 平成20年末現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

10 9 のア、イ、ウの合計金額

6 従業者数(年末現在) (1) 常用労働者の方から雇用者には、他企業へ出向・派遣している者を除いて記入してください。

11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(年間)(消費税を除く国内消費税額)

7 現金給与総額(年間)(期末賞与、退職金等を含む)(単位: 万円)

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)

8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び販売した商品の仕入額の合計金額(年間)(消費税額を含む)

13 主要原材料名及び簡単な作業工程

9 購入したもの (イ) 他企業から支給されたもの(無償)

備考

10 9 のア、イ、ウの合計金額

★この調査票は、統計調査員に一部提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。★記入のつては、各項目の説明を、裏書でください。記入は、市区町村、および、都道府県、に送付され、厳重に保管されます。★この調査票は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。★この調査票は、統計法作成の目的以外には使用されません。

